

介護予防・日常生活支援総合事業について

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

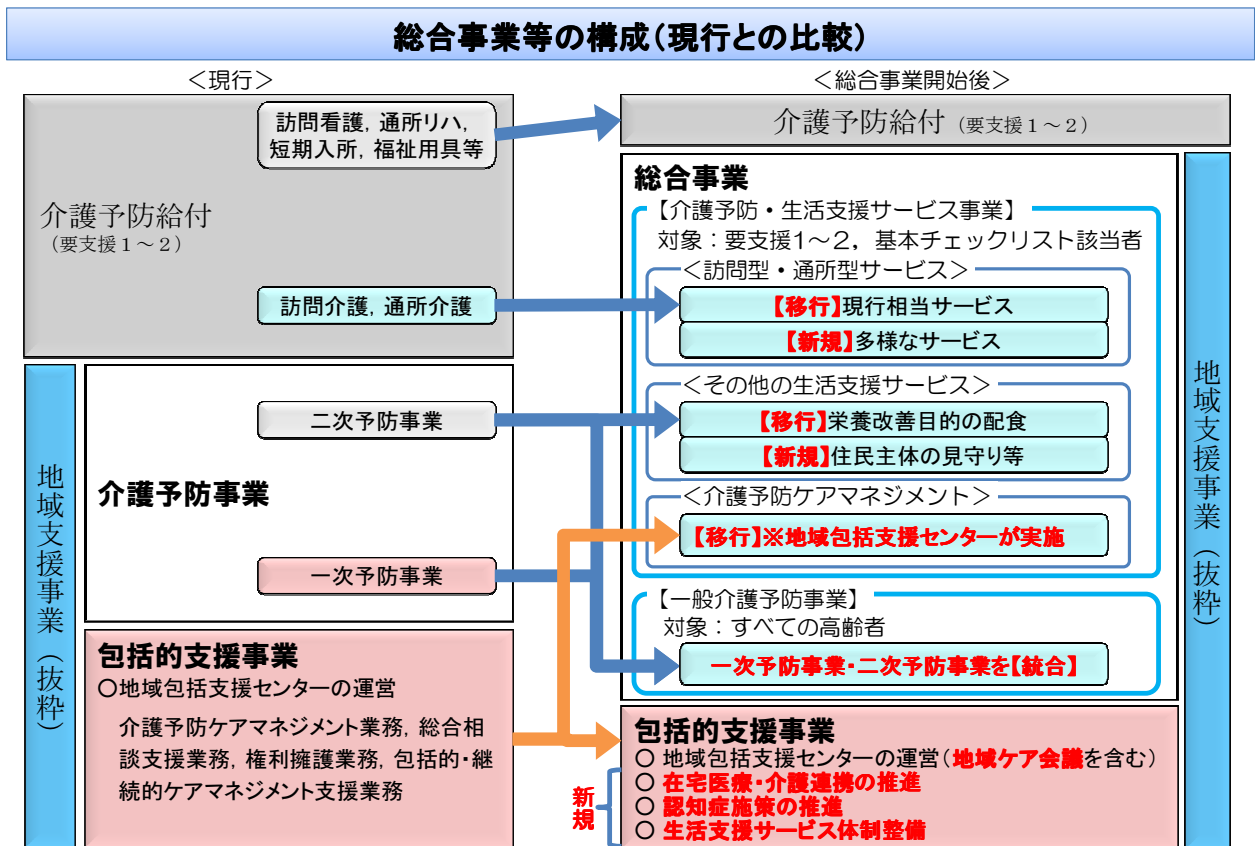
平成 26 年の医療介護総合確保推進法の制定による介護保険法の改正において、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が介護保険制度の地域支援事業に位置づけられ、本市では平成 29 年 4 月 1 日から開始することとしている。

総合事業は【図 1】に示すとおり、介護予防給付のうち「訪問介護・通所介護」及び「介護予防事業」並びに包括的支援事業の一部である「介護予防ケアマネジメント」を組み替え、これらを提供するための枠組みである。さらに、基準を緩和した訪問介護等や住民等が担い手となりゴミ捨てや買い物等の生活支援を行う「多様なサービス」を位置づけ、これらを総合的に実施するものである。

(2) 総合事業のねらい

- ・ 利用プロセスの簡略化（要支援認定を必須としない）による迅速なサービス提供
- ・ 多様な担い手によるサービスの拡大による、要支援者等に対する効果的な支援
- ・ 高齢者がサービスの担い手になることを通じた介護予防の推進

【図 1】



(3) 総合事業の実施に係る考え方

本市では、次に示す事項に基づき、総合事業を実施するものとする。

【考え方1】

総合事業の開始前から利用しているサービスと同等のサービスを引き続き利用できるよう、配慮するものとする。

【解説】

総合事業に移行する訪問介護、通所介護、介護予防事業等については、総合事業開始前からサービスを利用している者が引き続き同等のサービスが利用できるよう、現行相当サービスの枠組みを用意し、生活の質を低下させることがないよう配慮するものとする。

【考え方2】

総合事業の利用者及び事業者に与える影響を最小限とするため、現行の組織体制及び事務処理の枠組みを最大限に活用するものとする。

【解説】

総合事業は新たな枠組みではあるものの、指定事業者制度、国民健康保険団体連合会への審査支払委託制度、地域包括支援センターによるケアマネジメント、すべての高齢者を対象とした介護予防事業など、現行の事務処理の枠組みがそのまま活用できるため、現行の組織体制を活用するものとする。

【考え方3】

「多様なサービス」や「住民主体の見守り等」の内容、担い手、提供体制等については、「現行相当サービス」の進捗を勘案しながら定めるものとする。